

---

# 退職金規程

---

株式会社グローバルキャスト 名古屋オフィス





# 退職金規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は社員就業規則第 50 条に基づき、従業員の退職金に関する事項について、本規程の定めるところによる。

(退職金の支給要件)

第 2 条 退職金の支給は、満 3 年以上継続して勤務した社員(派遣社員、嘱託社員、パートタイマーについては令和 2 年 4 月 1 日以降、満 3 年以上継続して勤務した社員)が次の各号の一に該当する事由により退職した場合に支給する。

(1) 会社都合退職

- ① 定年により退職したとき
- ② 在職中に死亡したとき
- ③ 業務上の傷病により退職したとき
- ④ 事業の縮小その他やむを得ない業務の都合により退職したとき
- ⑤ 契約期間満了の場合で、会社都合により更新をしなかった場合。
- ⑥ その他会社都合に準じて取り扱うものと会社が認めたとき

(2) 自己都合退職

- ① 自己都合により退職したとき
- ② 私傷病により休職期間が満了したとき、または休職期間中に退職を申し出て退職したとき
- ③ 休職期間の満了による退職をしたとき、但し業務上の傷病による休職は除く
- ④ 懲戒処分により論旨解雇したとき退職したとき

(退職金の不支給要件)

第 3 条 次の各号の一に該当する者については、退職金を支給しない。但し、事情により第 5 条に規程する自己都合退職金支給率を適用して算定した退職金の支給額を、減額して支給することもある。

- ① 就業規則に定める懲戒規程に基づき懲戒解雇された者
- ② 退職後、支給日までの間において在職中の行為につき懲戒解雇に相当する事由が発見された者

2. 退職金の支給後に前項に該当する事実が発見された場合は、会社は支給した退職金の返還を当該社員であった者又は第 10 条の遺族に求めることができる。

(勤続年数の算出)

第 4 条 退職金における勤続年数の算出は、入社した日から退職した日までの経過年月を通算する。計算は月単位とし、入社月・退職月・休職月・復職月の 1 カ月未満の日数は切り捨てる。

2. 試用期間は勤続年数に通算する。
3. 就業規則第 19 条第 1 項に定める業務上傷病による休職期間、その他会社が特に認めた事由による休職期間は勤続年数に通算する。
4. 自己都合休職期間、私傷病休職期間、及び就業規則第 20 条に定める育児休職期間、介護休職期間は勤続年数に通算しない。

(退職金の額)

第 5 条 退職金の額については、退職時の下記に定める所定内賃金の額に別表に定められた退職時の勤続年数ごとの支給月数を乗じた額を支給する。

2. 月給制及び日給月給制の社員の場合の所定内賃金とは、基本給、役職手当、業務手当、勤続手当の合計とし、時間外手当・固定時間外手当及び調整手当・赴任手当・通勤交通費を含まない。
3. 派遣社員、パートタイマー等時給制の社員の場合の所定内賃金とは、時給単価×週所定労働時間×52 週を 12 か月で除したものにその他手当の月額を加算したものとし、時間外手当及び通勤交通費を含まない。

(功 勞 金)

第 6 条 在職期間中、特に功労があると認められた社員が退職する場合は、功労金を支給することがある。功労金の額については、取締役会でその都度決定する。

(債務等の控除)

第 7 条 会社に対して債務のある社員や、会社に損害を与えた社員が退職する場合、本人との合意に基づき債務あるいは損害賠償の全部または一部を退職金から控除することがある。

(退職金の支給調整)

第 8 条 会社が、中小企業退職金共済や企業年金制度など外部機関において積立を行っている場合、当該外部機関から直接本人に支給される退職金を、この規程により算出された退職金額から控除して支給する。

(支 払 方 法)

第 9 条 退職金は、退職又は解雇の日、あるいは定年退職月の締切日から 30 日以内に通貨で直接、支給対象者にその全額を支払う。但し、その者の同意がある場合は、その指定する金融機関への振込みにより支払う。

2. 再雇用後の退職金に関しては、再度この規定に基づき対応するものとする。

(遺族の範囲等)

第10条 本人死亡のときの退職金を受ける遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規則の第42条から第45条までに定めるところによる。

(規程の改廃)

第11条 この規程は、会社の経営状況および社会情勢の変化などにより必要がある場合には、支給条件・支給水準を見直すことがある。

## 付 則

この退職金規程は、令和3年5月1日から施行する。

退職金規程別表

勤続 年数	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
自己 都合	0.7	1.3	3.1	5.1	7.6	10.3	13.1	15.5
会社 都合	1.1	1.9	3.9	6.3	8.8	11.8	14.6	17.0